

## 建築物環境性能評価指針

### 第1 目的

この指針は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第118条の5に基づき、建築主が特定建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、規則で定める規模のものをいう。以下同じ。）の新築、改築、増築、その他規則で定める行為（以下「新築等」という。）を行うにあたり、建築物の建設段階から解体撤去に至るまでの間の環境への負荷の低減を図るとともに、建築物の設計時から環境性能を高める建築主の自主的な取組を促すため、特定建築物の新築等の評価について、基本事項を定める。

### 第2 評価の基準

評価は、財団法人建築環境・省エネルギー機構が開発した建築物総合環境性能評価システム「CASBEE－新築（簡易版）」により実施することとする。

### 第3 特定建築物の環境配慮を行う措置

特定建築物の環境配慮を行う措置及び評価する内容は以下のものとする。

建築物の環境配慮を行う措置		評価する内容
1 エネルギーの使用の抑制に関する措置	建物の熱負荷抑制	外壁や窓などの断熱性の向上、日射熱負荷の低減などによる建築物の熱損失の防止。
	自然エネルギー活用	自然採光や通風の活用、太陽光等の自然を活用したシステムの採用によるエネルギーの有効利用
	設備システムの高効率化	空調、換気、照明、給湯、昇降機などの設備機器について、エネルギー効率の高いシステムを採用することなどによる省エネルギー化
	エネルギーの効率的運用	エネルギー消費量の計測やエネルギー管理の体制の整備などによる、設備機器の効率的な運用。
2 資源及び資材の適正な利用に関する措置	水資源保護	節水型機器の採用や雨水利用・雑排水再利用システムの導入などによる水資源の保護
	低環境負荷材の利 用	リサイクル資材その他の資源循環に配慮した建築資材や、健康被害や環境影響の少ない資材の採用

3 敷地外の環境への負荷の低減に関する措置	大気汚染防止	敷地内における燃料の燃焼に由来する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出抑制
	騒音・振動・悪臭の防止	建物及び敷地内から発生する騒音・振動・悪臭が隣地や周辺地域に与える影響への配慮
	風害・日照障害の抑制	風害抑制や日照障害について、敷地周辺環境への配慮
	光害の抑制	屋外照明器具、屋内照明の漏れ光、広告物等の照明、昼間の太陽光反射の対策などによる光害の発生抑制
	温熱環境悪化の改善	建物の配置による風通しの確保や太陽熱の蓄積の防止、人工排熱量の低減の取組などによる敷地外への熱的負荷の低減
	地域インフラへの負荷抑制	雨水処理負荷抑制、汚水処理負荷抑制、交通負荷抑制、廃棄物処理負荷低減に関する取組み
4 室内環境の向上に関する措置	音環境の向上	暗騒音レベルの低減や、遮音性能の向上、吸音性能の向上などによる騒音の低減
	温熱環境の向上	室温や湿度の適切な設定や、断熱性能の向上、室内の温度差や気流速度に配慮した空調方式の導入などによる快適な温熱環境の確保
	光・視環境の向上	効率的な昼光利用や、庇やブラインドによるグレア対策、適切な照度の確保、きめ細かな照明制御などによる光・視環境の向上
	空気質環境の向上	化学汚染物質の少ない建材の採用や、適切な換気、喫煙による室内空気汚染の低減
	機能性・使いやすさの向上	広さの確保や、バリアフリーへの対応、インテリア計画などによる室内空間の機能性、快適性の向上
5 建築物の長期間の使用の促進に関する措置	耐久性・信頼性の確保	耐震性や免震性の確保や、耐用年数の高い部品・部材の採用、災害時や緊急時に対応できる設備機器の計画などによる耐久性・信頼性の確保
	対応性・更新性の確保	室内の空間形状や荷重のゆとり、設備の更新を考慮した建物設計などによる、用途変更や設備更新への対応性の確保

6 周辺地域の環境の保全に関する措置	生物環境の保全と創出	既存の地形、緑地、水辺等の保存や、生態系の保全に資する緑化の推進などによる生物環境の保全と創造
	まちなみ・景観への配慮	周辺環境に応じた建物の高さ形状、配置の工夫や、公開空地、外構等の確保などによるまちなみ・景観への配慮
	地域性・アメニティへの配慮	建築物と地域の風土、歴史、文化との融合や、周辺住民との交流拠点の整備などによる地域社会への配慮

#### 第4 市町独自の評価の取扱い

県下の市町における評価の取扱いは、本指針によるものとするが、市町において、本指針に沿った上で独自の規制等を策定し、運用しようとする市町にあつては、事前に知事と協議の上、承認を得ることとする。